

議員提出第42号議案

神戸市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の件

神戸市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月19日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

神戸市子どもを虐待から守る条例（平成31年3月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「神戸市区の事務所の名称，位置及び所管区域等に関する条例（昭和25年3月条例第164号）」を「神戸市区の設置等に関する条例（平成31年月条例 号）」に，「神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）に基づく区役所支所（以下「支所」という。）」を「同条例に基づく支所」に改める。

第8条第1項，第11条第4項及び第6項並びに第12条第2項中「子ども家庭センター長」を「子ども家庭センター所長」に改める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

理 由

神戸市区の設置等に関する条例の制定等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市子どもを虐待から守る条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）に基づく神戸市子ども家庭センター（以下「子ども家庭センター」という。）、区役所（神戸市区の事務所の名称、位置及び所管区域等に関する条例（昭和25年3月条例第164号）に規定する区の事務所をいう。以下同じ。）、神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）に基づく区役所支所（以下「支所」という。）並びに神戸市福祉事務所条例（昭和26年10月条例第68号）に基づく福祉事務所をいう。

(市長の責務)

第8条 市長は、通告受理機関の長から定期的に虐待の事案に関する報告を受けるとともに、当該事案のうち市長が重大と認めたものについて速やかに対応状況を把握し、及び子ども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。

2 略

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援等)

第11条 略

2, 3 略

神戸市区の設置等に関する条例（平成31年 月条例号）

同条例に基づく支所

子ども家庭センター所長

4 こども家庭センター長は、法第8条第2項に規定する安全の確認を行うための措置又は同項第1号に規定する一時保護（以下「安全確認等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。

5 略

6 こども家庭センター長は、第4項に規定する安全確認等を行う場合において、必要があると認めるときは、法第10条に規定する警察署長に対する援助要請の実施について検討しなければならない。市長が、前項に規定する立入調査等又は臨検等を行う場合についても、同様とする。

（犯罪性の検討）

第12条 略

2 こども家庭センター長は、虐待の事案について、弁護士等の専門家の意見を聴取し、当該事案の犯罪性の有無について検討しなければならない。

こども家庭センター所長

こども家庭センター所長

こども家庭センター所長